

諮 問 書

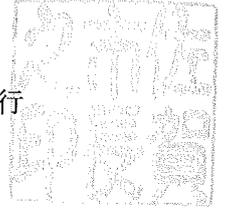
佐市情シ第1344号

平成27年10月30日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第2号の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

- ・番号制度の導入に伴う情報提供ネットワークシステムと情報連携を行うための中間サーバー及び統合宛名システムの電子計算機処理の開始について
- ・番号制度の導入に伴う情報提供ネットワークシステムと情報連携を行うための中間サーバー及び統合宛名システムの通信回線による電子計算機の結合について

2 電子計算機処理の導入目的

別紙1のとおり

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

別紙2のとおり

4 電子計算機処理を行う時期

平成28年7月から一部開始（平成29年7月本稼動予定）

5 個人情報の適切な取り扱いについての措置

別紙3のとおり

6 所管課

企画調整部 情報システム課

2 電子計算処理の導入目的

(1) 導入目的

社会保障・税番号制度の導入に伴い情報提供ネットワークシステムと平成28年7月から符号の取得、平成29年7月から特定個人情報の連携が開始される予定である。この情報連携を実現するため、中間サーバー（自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス）の利用及び統合宛名システムを構築する。

* 社会保障・税番号制度とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）及び「地方公共団体情報システム機構法」により、平成27年10月から個人番号が付番されており、平成28年1月からは、個人番号の利用が開始される。

社会保障・税番号制度は、社会経済情勢が大きく変化する中で、従来以上に社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて、国民が社会保障給付を適切に受けられるための必要な基盤として導入が検討されてきた。この番号制度の導入により、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が提供され、行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、特に社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化が実現できるものとされている。

* 情報提供ネットワークシステムとは

番号法に規定されたシステムで、特定個人情報の連携を実現するための仕組みである。暗号等で通信内容を容易に復元することができない方法を用いて特定個人情報の提供を管理することになっている。

なお、正確かつ迅速に情報提供ができるよう、不正な情報提供がなされないよう、また、適法な情報提供が迅速に行えるように総務大臣が設置管理する。

(2) 導入システム（統合宛名システム及び中間サーバー）

・ 統合宛名システム

佐賀市の各システムが保有する個人情報を個人番号（マイナンバー）で一意に特定し、特定個人情報を生成して、情報提供ネットワークシステムと情報連携を行う。

・ 中間サーバー（自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス）

情報連携の対象となる特定個人情報を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと統合宛名システムとの情報の授受について、仲介を行う役割を担う。

総務省及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が構築し、LGWANASPサービスとして提供する。地方公共団体（区市町村等）は、負担金を支払い利用する。

(3) 地方公共団体及び行政機関等と連携するデータ

- ・符号
- ・特定個人情報

*特定個人情報とは

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

- (1) 中間サーバー
 - ①符号
 - ②団体内統合宛名番号
 - ③特定個人情報

- (2) 統合宛名システム
 - ①個人番号（マイナンバー）
 - ②団体内統合宛名番号
 - ③特定個人情報
 - ④各システム宛名番号
 - ⑤氏名
 - ⑥生年月日
 - ⑦性別
 - ⑧住所